【1984年2月23日】健康保険制度等の改正について(答申)

社会保障制度審議会(総会第392回)

昭和59年2月23日

厚生大臣 渡部 恒三 殿

社会保障制度審議会 会長 大河内 一男

健康保険制度等の改正について(答申)

昭和59年1月25日厚生省発保第4号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の諮問は、内容がかつてないものを含んでいるため、これを短期間に審議し結論を 見出すことが著しく困難であったことは否めない。

今回の改正は、近年における著しい医療費の増加傾向と厳しい財政状況を踏まえたものである。しかし、財政対策にとらわれるあまり保険財政における収支のバランスのみにこだわった感があり、医療保険本来の趣旨に照らした検討が必ずしも十分になされたとは思われない。

本審議会は、これまで、今日の医療保険制度における問題の根本的原因は、医療に関する諸々の体制の整備、合理化を怠ったことにあることを指摘し、これら基本的諸問題の改革についての方向を示し、いくたびか対策を求めてきたが、政府は総合的展望を樹立しないまま推移し、そして、今回の改正に当たってもその点が明らかにされていない。

また、今回の改正は、給付内容の見直しを始め療養費払いの拡大など国民の生活に大きな影響を及ぼしかねない内容を含むだけに、改革を進めるためには慎重でなければならないし、国民の理解と納得を得ることが肝要である。

以下主要な改正項目に沿って、意見を述べる。

1 被用者本人に係る一部負担については、一般的には否定するものでないことは、既に本審議会においていくたびか述べているところである。しかし、今回の諮問における一部負担については、さらに慎重な取扱いが望まれる。

この場合必要な受診が抑制されることは許されないのであって、このため低所得者に対する各般の対策が並行し行われる必要がある。特に、現行の高額療養費制度については、所得に応じた仕組みを導入するなど今後その抜本的な見直しを図るべきである。

- 2 退職者医療制度については、これまでの経緯を踏まえ種々の工夫の跡がみられる。しかし、本制度が被用者保険からの拠出金で賄われることにかんがみ、その実施に当たっては拠出者側の意向が反映できるような仕組みが不可欠である。
- 3 日雇労働者健康保険を廃止し政府管掌健康保険に統合することについては、これまでの累積赤字の取扱いなど政府において十分な財政対策が必要である。
- 4 なお、5人未満事業所等の被用者については、これまで本審議会において述べてきたとおり、健康保険への強制加入を急ぐべきである。